

目 次

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則 規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

例施行規則の一部を改正する規則 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公安委員会規則

察職員及び同条第三項の証明書を定める規則 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例第十六条第二項の警

岐

示

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条 例第六条の規定による事務の一部を委託する者の指定

防

災

課

六七二

税

務

課

六七二

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

例別表第一並びに別表第二第二号及び第三号の知事が定め

有害興行の指定 (私学振興・青少年課) 六七三

医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

発行

(地域福祉国保課) 六七三

六七三

第 二千五 百 九 + 四 号

平成二十六年十月三十一 日

金曜日

指定施術機関の名称等の変更の届出

課)六七〇

六七〇

同 入

(人事委員会) 六七一

六七一

六七二

同 同

程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関す

る規程の一部を改正する訓令

(組織犯罪対策課) 六七二

示

指定施術機関の廃止の届出

肥料の登録

肥料の登録の有効期間の更新

道路の供用開始

訓

令

甲

道路の区域変更

道

路

維

持

課) 六七六

六七六

同 農 同

)六七五

産

芸

課) 六七五

六七四

六七四

入

課) 六七七

六七八

(法務・情報公開課) 六七八

道 路 維 持 課) 六七九

(商業・金融課) 六七九 畜

産 課) 六七九

平成二十六年十月三十一日

₹

附

則

人

に改める。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する

規

則

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第九十二号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

うに改正する。 岐阜県知事部局職員定数規則 (昭和三十三年岐阜県規則第二十八号) の一部を次のよ

別表都市建築部 (企業会計職員を除く。) の項中「一五一人」 を「一五四人」に改め、

Ę 七五九人 を 計

同表中

計

七六二人 に改め、同表合計の項中「三、八五三人」を「三、 八五六

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事

古 田

肇

岐阜県規則第九十三号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正す

第六条第二項の表清流の国づくり政策課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、

第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、 同号の次に次の一号を加える

士 全国レクリエーション大会に関すること。

国づくり政策課の項第十号」を「第二項の表清流の国づくり政策課の項第九号」に改め 住係及び全国レクリエーション大会企画係」に改め、同条第四項中「第二項の表清流の 第六条第三項中「及びまちづくり支援・移住定住係」 を「、まちづくり支援・移住定

げ 号」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下 を加え、同条第二項の表防災課の項第一号中「第三号から第五号」を「第四号から第六 第六条の二第一項の表防災課の項中「救助・防災対策係」の下に「、火山防災対策係」 第二号の次に次の一号を加える。

火山の災害対策に関すること。

までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。 第九条第二項の表商工政策課の項中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号

十二 TPP対策に関すること。

企画係」及び「、公園係」を削り、同項の次に次のように加える 第十三条第一項の表街路公園課の項中「街路公園課」を「都市整備課」 に改め、

マ

都市公園課 管理調整係、活用推進係、

管理運営係

中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、同項の次に次のように加える。 第十三条第二項の表街路公園課の項中「街路公園課」を「都市整備課」に改め、 同項

都市公園課 都市公園に関すること (岐阜メモリアルセンターを除く。)。

第二十四条の表総務部の項の次に次のように加える

推 清 流 の 国 リエーシ 総括監 全国レク 人

理する。 の推進その他特に命ぜられた事務を総括的に処上司の命を受け、全国レクリエーション大会

第二十六条の表都市政策課の部の次に次のように加える。

都市整備 鉄道高架 人 上司の命を受け、 岐阜駅周辺鉄道高架事業に

一事務の一部を委託する者		穿
一 	52	§2594
おり指定する。	号 平成二十六年十月三十一日	号
例第四十七号)第六条の規定により、同条に規定する事務の一部を委託する者を次のと 岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条	明書を定める規則をここに公布する。岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例第十六条第二項の警察職員及び同条第三項の証	
岐阜県告示第六百六号		
	公安委員会規則	
式会社 松 永 浩 司 大垣市本今四丁目五六番地 平成二六・一〇	103	US
名 称 代表者氏名 所在地 取 消 年	を この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。	支 .
ī	附則	阜
	別表第三図書館の部中「副館長」の下に「、管理監」を加える。 を加える。	県
次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百匹十匹条の力第三項の規定により		公
		報
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	
出	岐阜県人事委員会規則第二十九号	3
この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。附別別で定めるその身分を示す証明書は警察手帳とする。	平 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	平成 26 年 10 月 31 .
条第二項の公安委員会規則で定める警察職員は警察官とし、同条第三項の公安委員会規 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成二十六年岐阜県条例第五十六号) 第十六	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。	∃ (
の証明書を定める規則岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例第十六条第二項の警察職員及び同条第三項	672 この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。 附 則	672)

岐阜県告示第六百八号

平成二十六年十二月一日 指定年月日 岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会 高山市奥飛驒温泉郷神坂七一〇番地九

会長

或島

芳明

岐阜県告示第六百七号

例第四十七号)別表第一並びに別表第二第二号及び第三号の知事が定める区域を次のと おり定め、平成二十六年十二月一日から適用する。 岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例 (平成二十六年岐阜県条

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田

置いて縦覧に供する。) (「次」は省略し、その図面を岐阜県危機管理部防災課及び岐阜県飛驒振興局に備え

平成二十六年十月三十一日

定により次のものを有害興行として指定した。

岐阜県青少年健全育成条例 (昭和三十五年岐阜県条例第三十七号) 第十条第一項の規

岐

岐阜県知事 古 田

_	
揣	
湢	
圔	
引	

繿	军				
濫	画				
*dm	新人巨乳	凍蝶圖鑑	妹の包い	夜だから	野外乱交
題	はさんで三発		よろめきの爆		殺したいほど愛
クイエ	三発		り爆乳		まど殴してる
48					
配給	1 7ł	興樂	1 A	٦ ٦	4
全型	ړ.	創作	ι <u>ς</u>		ς,
华	1	作事務	1	٧.	1
1/2	幂	C) In	幂	ш	军

情愛中毒 (原題) 人間中毒 (OBSESSED)	熟女ラーメン おつゆは熱々	発情病棟 女医たちの下半身
クロックワークス (韓国)	4ー パー 聚画	新東宝映画

指定年月日

2

平成26年10月31日

ω 指定理由

を阻害するおそれがあるものと認められる。 著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成

岐阜県告示第六百九号

おいてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。 十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定 援法」という。) 第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第四 帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支 成二十五年法律第百六号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平 において準用する旧生活保護法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の 保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。) 第五十五条 したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項に 生活保護法の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第百四号) による改正前の生活

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田

院と鍼灸マッサージ 名 岐 南 接 骨 院 称 長谷川 伊 開 藤 設 和 己 晵 者 **一〇二 一羽島郡岐南町下印食二** 所 **八一二三 キタムラビ愛知県名古屋市中区錦二** 在 地 平成宗・ 平成宗・ 指定年月日 먇 冭

お

U

٦

b

接

骨院

旧 新

中

一村政樹

吉見政樹

旧 新

L١ 61

ちえ鍼灸院 ちえ鍼療院

内

真

次

新

旧

た

な

か

接

骨

院

田

中

容

岐

森

接 接

名

称

開

設

所

新

旧 新

森

の 家

骨 骨

院 院

森

成

=

旧

(674) あいゆう お問リハビリマッサ 宇 野 弘 孝 大垣市中野町二 五八

岐阜県告示第六百十号

り次の指定施術機関から当該施術機関の名称等を変更した旨届出があったので、旧生活 るものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。 保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によ 十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定によ **六号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援** び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百 に関する法律 (平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。) 第 において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及 保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。) 第五十五条 生活保護法の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第百四号) による改正前の生活

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田

在 地 変更年月

日

町二 一五四 二各務原市鵜沼各務原 二 一六二 三各務原市鵜沼羽場町 平成||小||0

0

名

一八六 一揖斐郡池田町片山二 平成三・ ≕ 긆

谷

倉鍼

灸

治

療

院

中

養老郡養老町石畑二〇三 平成

₹

<u>=</u>

九

成

和

接

骨

院

土

居

浩

之

接骨院みの鍼灸マッサージ

西

村

治

樹

西島之サトウ治療院

佐

登美子

新 旧 町二 二〇 一土岐市肥田浅野双葉 瑞浪市樽上町一

平成 亏 ≕

> 野 鍼 灸 院 清 野 美登利

平成

萘

❖

元

清

旧 新 土岐市泉神栄町 一三 二 二 世 市 泉 岩 畑 町 二

平成宗

말 =:

岐阜県告示第六百十一号

び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百 のとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。 法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるも り次の指定施術機関から当該指定施術機関を廃止した旨届出があったので、旧生活保護 十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定によ **六号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援** 保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。) 第五十五条 に関する法律 (平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。) 第 において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及 生活保護法の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第百四号) による改正前の生活

平成二十六年十月三十一日

村 接 骨 院 称 開 設 者 在 地 廃 止年月日

岐阜県知事

古

田

谷 中 倉 村 勝 政 雄 樹 四三養老郡大田押越三五 飛騨市古川町杉崎一三四 平成三十二十三0

平成三十三

平成宗・ **∓**. **≡**.

一三 世界 一三 三〇

海津市平田町西島八六〇 美濃市上条一三七八 二 平成宗・ 平成宗・ **∓**. **∓**.

地大垣市昼飯町三六番業所	し 診 当	アル 五・〇分	灰 肥 料 用	消石	八〇二号第	名称及び住所) の 規 格 他	保証成分量	肥料の名称	肥料の種類	登録番号	
地の一地の一番	お格りのと	可溶性苦土	四一号	う う い た に れ 形 料	七二五号	田	岐阜県知事古	岐 阜	日	平成二十六年十月三十一日	平成二十	
清水工業株式会社	公定規	アルカリ分	くみあい炭	炭酸カルシ	岐阜県第	同法第十六条第一項の規定により告示する。	第一項の規	冯法第十六条		料の登録の有効期間を更新したので、	料の登録の有	
一番地大垣市赤坂町三七五		可 一 五・ 〇 土 ・	石灰三号	*	- - - !	肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第十二条第二項の規定により、次の肥	十二条第二	一十七号)第	 年法律第百	(昭和二十五	肥料取締法 (昭和二十四年)	
社 上田石灰製造株式会	同	四五・つ	寒 次 良 棍 合	混合石灰肥	七二四号					- - - - -		
		-										
		土 内 一 六 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				同	同	可溶性苦・〇 ・〇・〇	土石灰二〇	料混合石灰肥	九〇二号第	
同	同	五五・〇	灰肥料三号 炭酸苦土石	ウム肥料 炭酸カルシ	七二二号		<u>н</u>	素 〇 五				
		- - 0					<u> </u>	く溶性ほう				
三番地		内く溶性苦の治性苦の	号			一番地大垣市赤坂町三七五	おり	く溶性苦土 大溶性苦土	合肥料塩混			
河合石灰工業株式会	同	五五・〇	土炭酸石灰	ウム肥料	七二一号	社 上田石灰製造株式会		アルカリ分	硫酸苦土・	料混合石灰肥	九〇一号	
地の一	おり	一五・〇				名称及び住所生産業者の氏名又は	の規格	保証成分量	肥料の名称	肥料の種類	登録番号	
大垣市赤坂東町二番清水工業株式会社	格のと規	五三・〇	土石灰 酸苦	ウム肥料 炭酸カルシ	六五九号 号 第	田 筆	岐阜県知事・古	岐阜				
同	同	アルカリ分	六〇消石灰	消石灰	四四五号				· 目	平成二十六年十月三十一日	平成二十	
一番地大垣市赤坂町三三五						登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。	告示する。)規定により 一十七号) 第	-六条第一項の 年法律第百	を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条第一	を登録したの	
式会社	該当な	アルカリ分	八五生石灰	生石灰	四四四号					六百十二号	岐阜県告示第六百十二号	

松生	南星産業株式会社	同	アルカリ分	七〇消石灰	消石灰	岐阜県第	第
	同	し該当な	アルカリ分	七〇消石灰	消石灰	八四〇号	259
ılı±	同	同	アルカリ分 一六・○	灰炭酸苦土石	ウム肥料シ	八 岐 三九 号 第	4号
	〇号 〇号 〇号	同	アルカリカ・〇 一六・〇	土石灰 灰 酸苦	ウム 肥料 シ	八 岐 三 八 阜 号 第	
	字東町一三番地受知県岡崎市市場町ン有限会社	お格公りの規	アルカリ分 一一・〇	灰粒状混合石	料混合石灰肥	八 岐 三 七 号 第	<u>岐</u> 阜
4th	地県市出戸二四三番	同	加里の一般を全力の一般を表する。	O み の リ 一 O	粉 末 び そ の か	八〇六号第	県 公 報
יקל	同	同	アルカリ分	六五消石灰	消石灰	八〇五号	
ılı±	八一三番地一六九海津市南濃町津屋二内保会社クラウンバ	し 該 当 な	アルカリ分	七〇消石灰	消石灰	八岐〇四号第	平成 26 年 10 /
	丁目三五番一三号東京都江東区亀戸二ファーム株式会社アイ・ティー・エス	お格公りと規	加里の一般を表する。	料発酵鶏	ふん肥料 料	八〇三号	月31日 (676)

_
七〇・〇
アルカリ分
10·0

岐阜県告示第六百十四号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十六年十月三十一日

.

岐阜県知事 古田

ji ji		類の道 種路
東島川川		路 線 名
六〇四〇番一地先地内	茂郡白川町 里	区間
後前		別前変区 後更域
京	事 二 デ	ル (メート ト 幅
0 •t II	11年0	ル _{(メート} 長
		備考

岐阜県告示第六百十五号

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。なお、その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路

県道

金可

山児 線

七番一地先から加茂郡川辺町下吉田字沢尻九

_ 二同 番

字同

八

一野へ0

▽ マ 成 <u>-</u>'

類の道 種路

路

線

名

X

閰

ル₍)延 イ

の 期

日

ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

ト長

供用開始

岐阜県告示第六百十六号

用を開始するので告示する。

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

岐

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事

古

田

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路

類の道 種路

路

線

名

X

県道

金関

山 線

一一六番二地先から加茂郡富加町大平賀字町屋一

一同

|八八番二地先まで||郡同||町同||字薬師前

0.400

╤平 ○ ○ 三

崇**平** 亭成 亭

亡

平成二十六年十月三十一日

肈

岐阜県知事
古
田

	ŀ	間		
	ル	、 メー ト 長		
	の期日	供用開始		
ほか)	示年 年 月 日	決定でしています。	対対の考	
アルフトマート・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード	維持課及び岐阜県可茂土木事	なお、その関係図面は、平	用を開始するので告示する。	近距泳(田禾二二十年沙律

平成二十六年十月三十一日

国一 道般	類の道 種路
六二 号百 五 十	路線
+	名
五九三番一地先まで 五九三番一地先まで 二 一 郡同 町同 字同 二 加茂郡白川町白山字西ケ牧二	区間
四八七	ル (延) メー ト長
崇平 ∴成 •=	の 期 用 開 始
崇平 成 事 言	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐阜県知事 古 田

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 -成二十六年十月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路

岐阜県訓令甲第二十七号

訓

令

甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

各 庁

現 中

関 般

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県告示第六百十七号

(678)

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

す る。 岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正

加え、同項を同表二の項とし、同表中五の項を三の項とし、同表の次に次のように加え 加え、同項部長専決事項の欄第三号中「第八十一条第二項の」の下に「規定による」を 三の項を削り、同表四の項中「施行事務」の下に「(都市公園に係るものを除く)」を 別表第三街路公園課の表中「街路公園課」を「都市整備課」に改め、同表二の項及び

都市公園課

事務(都市公う。)の施行う。)の施行の施行のがある。)の施行の施行の項	二 都市の美観 の施行事務 の施行事務	一 都市公園法 (以下この項 ・ (以下この項 ・ (以下この項 ・ (以下この項	事務の種類
			副知事専決事項
1 法第五十九条第一項の申請		1 法第三十一条の都市公園の行政又は技術に	部長専決事項
に関する事務 に関する事務 に関する事務	1 する 事務 行に関	1 知事決裁事項である法第三十である法第三十である法第三十でを除く法及び無項を除く法及び表すの決定及が表すの。	課長専決事項

に限る。) 園に係るもの

2 の事業計画の変更の認い法第六十三条第一項

の規定による必要な措の規定による必要な措

置の代執行

この訓令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

附 則

岐阜県訓令甲第二十八号

各 庁

現 地

関般

次のように定める。 附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田

附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓

甲第九号) の一部を次のように改正する。 別表岐阜県交通安全対策会議の部幹事の項中「街路公園課長」を「都市整備課長、都 **附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程 (昭和五十年岐阜県訓令**

市公園課長」に改める。

この訓令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十九号

各 庁

現

関 般

古

田